

## 消防団長交際費の支出及び公表に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、消防団の円滑な運営を図るために、団長が消防団を代表し外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「団長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。（団長交際費の項目、適用の範囲及び支出額）

第2条 団長交際費の項目、適用の範囲及び支出額は別表1および別表2のとおりとする。

(公表する情報)

第3条 公表する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の方法)

第4条 公表は、市ホームページ及び市役所本庁行政資料コーナーにおける閲覧により行う。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、次のとおりとする。

- (1) 1月から3月までに支出した団長交際費 4月20日までに公表
  - (2) 4月から6月までに支出した団長交際費 7月20日までに公表
  - (3) 7月から9月までに支出した団長交際費 10月20日までに公表
  - (4) 10月から12月までに支出した団長交際費 1月20日までに公表
- (団長交際費の見直し)

第6条 団長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に支出される団長交際費について適用する。

(旧要領の廃止)

団長交際費の支出及び公表に関する取扱い要領（平成17年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に支出される団長交際費について適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

## 別表 1

項 目	適用の範囲	摘 要
1. 弔慰金	別表2のとおり	別表2のとおり
2. 会費・祝金	関係機関又は市消防団活動に密接に関係のある各種団体の会議、総会、行事、式典等に出席する場合。	(1) 10,000円以内 (2) 会費制の場合は会費額 (3) 近隣市と調整が必要な場合は調整した額 (4) 欠席の場合は必要に応じて祝電対応とする
3. その他	特に団長が必要と認めたもの	その都度協議すること

別表2

弔慰金等

区分	対象者	香典
印西市	消防団本部	
	(1)本人	10,000円
	(2)妻・父母・子(同居のみ)	5,000円
	消防団員	
	(1)本人	10,000円
	消防委員会委員	
	(1)本人	10,000円
	(2)妻・父母・子(同居のみ)	5,000円
近隣 市町村	消防団長	
	(1)本人	5,000円
	元消防団長	
	(1)本人	5,000円
その他	特に団長が必要と認めたもの	その都度協議すること